

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念シンポジウム等開催業務仕様書

I 概要

1 委託業務名

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念シンポジウム等開催業務

2 委託期間

契約締結日～令和 6 年 8 月 14 日

3 業務の目的

昭和 9 年 3 月 16 日に、瀬戸内海国立公園が、備讃瀬戸を中心として、我が国最初の国立公園に指定されてから、本年で 90 周年を迎える。その記念として、瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念シンポジウム及び関連イベントを開催し、県内外の多くの方々に対し、「世界の宝石」と賞されてきた瀬戸内海の環境を考え、その価値と魅力を次世代に伝える機会を創出することを目的とする。

4 イベント概要

(1) 開催日 令和 6 年 7 月 15 日 (月・祝)

(2) 会場 かがわ国際会議場 (シンボルタワー タワー棟 6 階)
展示場 (シンボルタワー ホール棟 1 階)

(3) 構成

・記念シンポジウム

- ①日時 令和 6 年 7 月 15 日 (月・祝) 13:00～16:00 (開場: 12:00) (予定)
- ②場所 かがわ国際会議場 (シンボルタワー タワー棟 6 階)
- ③募集人数 300 名程度
※事前申込制・応募多数の場合は抽選
- ④内容 (予定) フォトコンテスト表彰、「瀬戸内海国立公園の父 小西和氏」の紹介・解説、基調講演、トークセッション、パネルディスカッション

・サイドイベント

- ①日時 令和 6 年 7 月 15 日 (月・祝) 10:00～16:00 (予定)
- ②場所 展示場 (シンボルタワー ホール棟 1 階)
- ③内容 フォトコンテスト作品展 (応募作品 100 点程度を展示)
海ごみや里海をテーマとしたアート作品の制作ショー等
海ごみをテーマとしたアート作品のワークショップ

II 業務概要

1 運営体制・計画策定

(1) 運営体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行するために必要な人員を確保するとともに、業務責任者、作業体制、連絡体制について書面で提出すること。また、変更が生じる場合には、委託者と協議の上、速やかに書面に反映すること。

(2) 業務責任者の設置

業務責任者は、本委託業務全体を総括する責任者として以下の業務を行うこと。また業務責任者が不在の場合でも対応できる体制とし、代行責任者もあわせて委託者に報告すること。

- ①業務進捗及び課題等の把握・管理
- ②緊急時対応状況の一元管理
- ③委託者、出演者等の関係者との連絡調整等

(3) 全体計画の策定

委託業務全体を包括する全体計画を、契約締結後速やかに策定すること。内容は主催者と協議の上、契約締結日の翌日から1週間以内に詳細を決定し、提出すること。なお、全体計画には次の事項を盛り込むこと。

1) 進行スケジュール

以下の3種類のスケジュールをそれぞれ作成すること。

- ①契約期間中の全体スケジュール
- ②周知等広報スケジュール
- ③設営から撤去までの詳細スケジュール

2) イベントタイトル、サブタイトルの立案

3) 会場レイアウト

会場設営にあたっては全体の統一感に留意し、明るく活気あるイベントとするとともに、効果的な集客と誘導、回遊性の向上が図れるように、レイアウト、デザイン、ディスプレイ等を工夫すること。その際、委託者より貸出する瀬戸内海国立公園指定90周年ののぼり旗(100本まで貸出可能)を活用すること。

また、レイアウト図には、看板、案内図等のサインの位置を示すこと。

4) 当日プログラム(人員体制含む)

5) その他、委託者の必要に応じイベント実施に係る会議資料等

(4) 全体計画の更新

策定した全体計画は適宜見直すとともに、その際は関係者が常に最新の情報を共有できる体制とすること。

(5) 連絡体制

委託者等への連絡は、電話及び電子メール等を用いる。原則として平日午前8時30分から午後5時15分まで対応可能とすること。また、緊急の場合には、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制を整えること。

2 企画・運営等業務

(1) 一般的事項

受託事業者は、全体計画に基づき、イベント全体の準備から開催までのスケジュール調整、出演者(委託者において調整等を行う場合は除く)・関係機関との連絡調整、運営、演出、進行を行うこと。その他イベントに付帯する一切の業務を行うこと。

また、以下について留意すること。

- 1) 運営全体について、受託者が総合管理を行うこと。
- 2) 運営マニュアルを作成すること。
- 3) 業務責任者は、統括的に全体状況を把握し、委託者と常時連絡を可能とする連絡体制及び通信手段を確保すること。
- 4) 事業の運営に必要なかつ適切な人員の配置計画を立て、指揮命令などスタッフの管理を行うこと。
- 5) イベントの内容に沿った進行台本を作成すること。
- 6) 来場者の安全確保・危機管理のため、次の計画等を作成し、その運営管理をすること。
A. 避難計画、B. 消防計画、C. 救護計画、D. 通信連絡体制
- 7) 会場までの誘導を効果的に行う案内看板設置等を行うこと。また、会場の外側からもイベント内容が把握でき、一般客の誘導につなげるための案内表示を出すなどの工夫を行うこと。なお、会場外に設置する場合に関係者との調整が必要な場合には事前に整えること。
- 8) イベント全体の円滑な実施のため、案内、誘導、清掃等を行う適正な人員を配置すること。特に、上記「Ⅱ-4 サイドイベント」に多数の来場者を確保するため、開催期間中に会場の入口及び周辺において誘客・案内などの取組みを十分に行うこと。
- 9) 救護場所を設置し、看護師を配置すること。また、経口補水液や冷却材等の熱中症対策用品を準備すること。
- 10) 各種申請手続きを代行すること。
- 11) 円滑な運営ができるよう、事前に関係する出展者等への説明を行うこと。
- 12) 来場者数のカウント調査を実施すること。また会場の様子や運営状況を写真撮

- 影すること。そのほか、県の広報で使用できるよう、イベント内容が分かりやすい写真の撮影を行うこと。その際には来場者のプライバシーに配慮すること。
- 13) イベントの実施結果について、効果や改善すべき点も把握できるように来場者へのアンケートを行うこと。アンケートの手法、内容については、県と協議を行い決定すること。
- 14) 会場内の清掃等を行うとともに、イベント開催中はスタッフにより随時巡回すること。
- 15) イベント全体について危険防止等の安全対策を講じること。
- 16) 受託者による会場の汚損や損傷、第三者への損害は、受託者が弁償、賠償すること。

(2) 会場等

会場の使用日、使用時間については、以下のとおりである。

会場については、委託者が使用許可を受けるとともに、使用料を負担する。

※会場備品の使用料については、委託者で使用申請及び支払いを行う。

施設名	使用日	使用時間	使用目的
かがわ 国際会議場	7月15日(月・祝)	7:00~22:00	シンポジウム(準備込)
展示場	7月14日(日)	9:00~17:00	サイドイベント(準備)
	7月15日(月・祝)	7:00~22:00	サイドイベント

3 シンポジウムの開催業務

(1) シンポジウムの企画・運営

受託者は、委託者及び各関係者との調整を踏まえた上で、I-4(3)で指定する会場において、プログラムの企画、演出、運営、進行を円滑に行うこと。(司会、進行台本作成含む)

1) プログラム構成には、次の事項を基本とすること。(※時間配分の変更は可能)

	プログラム	時間 (目安)	備考(出演者等)
1	開会挨拶	5分	香川県知事
2	来賓挨拶	5分	環境省
3	フォトコンテスト表彰	15分	現在実施中の「瀬戸内海国立公園指定90周年記念フォトコンテスト」の入賞者3名を表彰予定
4	「瀬戸内海国立公園の父」 小西和氏の紹介・解説	15分	さぬき市長尾小学校児童による紹介 有識者による解説
5	基調講演	50分	香川大学創造工学部 教授・学部長 末永 慶寛氏
6	トークセッション	30分	知事×ココリコ 田中 直樹氏
7	休憩	10分	フォトコンテスト応募作品を上映する
8	パネルディスカッション	50分	識者の方々によるパネルディスカッション コーディネーター ・香川大学創造工学部 教授・学部長 末永 慶寛氏(基調講演者) パネリスト ・香川県知事 ・ココリコ 田中 直樹氏 ・NPO法人瀬戸内法人瀬戸内こえびネットワーク 事務局長 甘利 彩子氏 ・香川大学 学生 ESD プロジェクト SteeeP 代表 池田 就氏
計		180分	

2) トークセッション、パネルディスカッションのテーマ設定

シンポジウムの目的、出演者の経歴等を踏まえ、トークセッション、パネルディスカッションのテーマを提案すること。

- 3) 観覧者の募集、観覧決定、通知
観覧者の募集、観覧決定及び本人への通知を行うこと。抽選となった場合、落選者にも通知を行うこと。
 - 4) 「瀬戸内海国立公園の父」小西和氏を紹介するさぬき市長尾小学校の指導教諭と児童（15名程度）を送迎するための交通手段として、さぬき市長尾小学校と会場間に送迎バス（マイクロバス以上）を運行すること。
 - 5) フォトコンテスト入選作品のスライド上映の編集
委託者が提供するフォトコンテスト応募作品をもとに、写真を選択し、スライドショーの編集を行うこと。写真データは委託者より提供する。
 - 6) シンポジウム出演者の選定等
シンポジウム出演者は委託者において選定、決定するので、委託者の指示に従い、出演者との打合せ等を行うこと。なお、出演者（司会者を除く）に対する謝礼（出演料）、交通費は委託者が負担する。
 - 7) 司会者の手配
シンポジウムの司会者は受託者が手配し、謝金、交通費等を負担すること。
 - 8) 出演者等のケータリング
シンポジウム出演者等のケータリング（飲料）を行うこと。
- (2) シンポジウム会場設営等
- 1) 会場設営
ステージ全体の会場装飾、会場設営等を円滑に行うこと。
 - 2) 受付案内ブース設置
シンポジウム開場までに受付案内ブースを設置の上、人員を配置し、受付、案内業務（各種案内、迷子・遺失拾得物対応、その他各種来場者サービス業務の対応等）を行うこと。
- (3) 会場撤去
委託者が使用許可を受けた時間内に、会場等の備品・設備等の撤去、清掃、ごみ処理等を迅速に行い、会場等を原状回復すること。

4 サイドイベント開催業務

(1) フォトコンテスト応募作品展

受託者は、委託者及び各関係者との調整を踏まえた上で、I-4(3)で指定する会場において、展示レイアウト、設営、運営、撤去を行うこと。

1) 展示内容

フォトコンテスト応募作品

- ・入賞作品については、委託者が提供する写真ポスター（コート紙もしくはマットコート紙 135kg 程度を予定）のサイズに合うパネルフレームを準備し、会場に展示する。サイズについては、以下を予定している。
（※フォトコンテストの状況によりサイズ変更の可能性あり。
※入賞作品については、今後もイベント等で活用予定。）
最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）：A1程度
特別賞（10点）：A2程度
タイトルパネル（1点）：A1程度
- ・入賞作品の撮影者名、作品タイトル、英訳を記載したキャプション（委託者から提供予定）についても、併せて展示する。
- ・その他、委託者よりデータで提供する 100 点程度について、A3サイズ程度で印刷し展示する。（フレーム不要）

2) 会場設営及び撤去

① 会場設営

受託者は、イベント開始 60 分までに、設営を円滑に行い、委託者の確認を得ること。

② 会場撤去

イベントの終了後、委託者が使用許可を受けた時間内に、会場等の備品・設備等の撤去、清掃、ごみ処理等を迅速に行い、会場等を原状回復すること。

- (2) 海ごみや里海をテーマとしたアート作品の制作ショー等（制作ショー以外でも可）
受託者は、委託者及び各関係者との調整を踏まえた上で、I-4(3)で指定する会

場において、展示レイアウト、設営、運営、撤去を行うこと。

1) 実施内容

- ・海ごみや里海に知見のあるアーティストを招請し、イベントを実施すること。
- ・司会者を最低1名手配し、進行管理を行うとともに、来場者の関心を引くアナウンスや建物外においても多くの人の注目を集めるような集客促進等を行い、にぎわいのある催しとなるよう努めること。
- ・タイムスケジュールを作成すること。なお、イベントについては、30分×3回以上実施すること。
- ・アーティストは、できるだけ香川県にゆかりのある人物を提案すること。なお、受託後にやむを得ない理由で提案した演者等を変更しなければならない場合には、委託者と協議の上、代替案を提案すること。
- ・製作ショー等の実施や準備・撤去のいずれも行っていない時間帯には、瀬戸内海国立公園をPRするために有効だと考えられるイベントもしくは展示を企画し、提案すること。

2) 会場設営及び撤去

①会場設営

受託者は、イベント開始前60分までに、設営を円滑に行い、委託者の確認を得ること。

②会場撤去

イベントの終了後、委託者が使用許可を受けた時間内に、会場等の備品・設備等の撤去、清掃、ごみ処理等を迅速に行い、会場等を原状回復すること。

(3) 海ごみをテーマとしたアート作品のワークショップ

受託者は、委託者及び各関係者との調整を踏まえた上で、I-4(3)で指定する会場において、展示レイアウト、設営、運営、撤去を行うこと。

1) 実施内容

- ・かがわ海ごみリーダー（香川県海岸漂着物対策活動推進員）と連携し、アート作品等を制作する来場者参加型イベントを実施すること
- ・10名のかがわ海ごみリーダーに協力を依頼する予定。（午前の部5名、午後の部5名と分けることを想定している。）なお、海ごみリーダーに対する謝礼、交通費は委託者が負担する。
- ・ワークショップは、海ごみ等を使ったアート作品制作とすること。（ワークショップ例：貝殻やシーグラスを使ったストラップ作り）
- ・タイムスケジュールは以下を基本とすること。（ワークショップの内容によって、時間・回数の変更は可能。）
 - 1回目 10:15～11:15
 - 2回目 11:25～12:25
 - 3回目 13:25～14:25
 - 4回目 14:35～15:35
- ・1回につき、20～30名程度の参加者を確保できるワークショップを提案すること。提案にあたっては、過去に香川県で実施した「里海ワークショップ in サンポート「海ごみクラフトづくり」」や「海ごみワークショップ～みんなで作ろうウミゴミラ&海ごみ工作教室!!」などの取組みを参考とすること。
- ・材料については受託者で準備すること。
- ・参加受付については、当日受付、事前申込のいずれの手法にするかは受託者の提案によるものとする。

2) 会場設営及び撤去

①会場設営

受託者は、イベント開始60分前までに、設営を円滑に行い、委託者の確認を得ること。

②会場撤去

イベントの終了後、委託者が使用許可を受けた時間内に、会場等の備品・設備等の撤去、清掃、ごみ処理等を迅速に行い、会場等を原状回復すること。

5 受託者からの自由提案に基づく業務（任意）

- (1) II-1 から 4 の業務を実施した上で、委託金額内で、本イベントをさらに効果的に実施できるような自由提案がある場合は、提出すること。（複数の手法を組み合わせることも可）
- (2) この自由提案は別冊とし、II の 1～4 の企画と明確に区別すること。

6 広報業務

来場者が多数得られるための効果的な周知・広報 PR を十分に実施すること。
広報業務のうち、チラシ作成は必須とし、以下のとおり作成すること。

- ・大きさ：A4 版（縦長）もしくは A3 版二つ折り製本（A4 判仕上げ）
- ・色数：両面カラー 4 色
- ・用紙：コート紙 90kg と同等以上
- ・部数：5,000 部
- ・納期：5 月 31 日
- ・その他
 - ・必要な写真、文字原稿等は、原則として受託者において準備すること。
 - ・校正は 3 回を見込むこと。ただし不完全な場合はこの回数にこだわらない。
 - ・ホームページ等に掲示するため印刷データ（PDF 等）を電子媒体にて別途納品すること。
 - ・チラシは 1 種類とし、シンポジウム、サイドイベントの両イベントを盛り込んだものとする。

なお、広報業務実施に当たっては、香川県が制作した瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念のロゴマークを使用すること。

広報 PR の内容及び時期・手段等は委託者の承認を得た上で実施すること。

7 当日配付用プログラム及び記念品等の作成・準備

次に掲げる当日来場者配布用のプログラム・会場案内及び記念品等を、企画内容に応じ、必要数を準備すること。

(1) シンポジウム

1) プログラム・会場案内

（※参考：国際会議場最大収容人数 394 名（車いす席 4 席含む））

2) 記念品（1 人当たり 1,000 円程度）

① シンポジウム観覧者用記念品

② シンポジウム出演者・来賓用記念品（30 名分程度）

（※①、②同じものでも別のものでも可。）

3) パンフレット袋

パンフレット袋には、(1)、(2) と合わせて、アンケート（II-2（1）-13）に記載）、委託者が提供する 90 周年記念パンフレットを同封する。

(2) サイドイベント

1) アンケート（II-2（1）-13）に記載）回答者への記念品（1 人当たり 300～500 円程度）（先着 300 名分）

8 イベント保険への加入

以下に掲げる保険を含むイベント保険に加入し、契約保険内容がわかる書類を提出すること。

- (1) 入場者等第三者に身体障害・財物損壊を与えたことによる損害賠償に対する保険
- (2) イベント出演者、観客等の傷害事故の損害賠償に対する保険
- (3) 火災、盗難、破損の事故等によって、イベント用機材、展示品等について生じた損害に対する保険

9 成果

受託者は業務完了後、委託業務完了届及び実績報告書を提出すること。合わせて、次の書類を令和 6 年 8 月 14 日までに提出すること。

- (1) イベントの記録写真（電子データ）、DVD 3部
- (2) カウント調査の結果
- (3) アンケート調査の集計結果

10 委託者が実施する業務

- (1) シンポジウム
 - ・会場の使用許可申請、使用料負担
(ただし、会場備品の使用申請、使用料負担は委託料に含む。)
 - ・出演者の選定、当日の案内
 - ・出演者に対する謝金、交通費の支払い
(ただし、長尾小学校児童の送迎に係る交通費は委託料に含む。)
 - ・フォトコンテスト入賞者への表彰状、賞品の手配
- (2) サイドイベント
 - ・会場の使用許可申請、使用料負担
(ただし、会場備品の使用申請、使用料負担は委託料に含む。)
 - ・フォトコンテスト入賞作品の写真ポスター及びキャプションの準備
(ただし、フレームは受託者で準備すること。)
 - ・海ごみリーダーの選定
 - ・海ごみリーダーへの謝金、交通費の支払い

11 著作権の取扱いについて

制作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。は、香川県に譲渡されるものとし、必要に応じて制作物を増刷できるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、当該著作物に係る著作権を香川県に譲渡させるものとする。

12 その他

- (1) 秘密の保持
イベント実施に伴い知り得た個人情報を、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。イベント終了後においても同様とする。
- (2) 法令等の遵守
イベント実施に伴うスタッフ・アルバイト等の就労について、労働関係法令等を遵守すること。
- (3) 環境への配慮
イベント実施に際し、その目的、趣旨を損なわない範囲で、環境への負荷をできる限り低減するように努めるとともに、適正なごみの処理を行うこと。
- (4) 著作権等
受託者は受託業務に係る成果品の全ての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。
また、受託者は成果品に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- (5) イベント実施に付帯するその他の業務
本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議するものとする。